

国土保全及び生物多様性を守るために再生可能エネルギー施設設置規制法令の
確立を求める意見書

近年の気候変動による地球規模の影響は大きく、2030年に温室効果ガスを2013年度比25%が日本の目標である。そのために自然エネルギー活用の推進は重要である。

しかし、近年の再生可能エネルギー施設設置による開発は里地里山の崩壊を加速させ、その地の生態系・生物多様性を破壊している。小規模の再生可能エネルギー発電施設は、環境影響評価法・都道府県条例の対象とならず、市町村で独自条例を制定し、開発による里地里山の崩壊、生物多様性の危機を守る取り組みをしている。法による開発規制ではないため、事業者と市町村のトラブルが続発している。

嵐山町では江戸時代からため池農法で、里地里山の自然環境が保全されてきた。しかし、近年の太陽光発電施設開発によって里地里山の風景の崩壊、田んぼ等の水辺で生存しているトウキョウサンショウウオもその生存が危機的な状況にある。2013年制定の生物多様性基本法では、生物の生活している地域保全より、開発する地域から稀少生物保護のために移動させる方法が多く採用され、結果として生物多様性の保全が困難である。

我が国の国土及び里地里山の保全、生物多様性を守るため、再生可能エネルギー施設設置による開発規制を強化できる法令の確立を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月16日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先
参議院
衆議院
内閣総理大臣
総務大臣
環境大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
埼玉県知事